

2019年規定	2018年規定
<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 総則 (略)</p> <p>第2条 車両の定義</p> <p>2. 1) <u>FIA公認車両 (R車両)</u> FIAによりグループA、R、N (公認有効期限後5年を経過していない車両を含む) として公認された車両で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2. 2) <u>ラリーRJ車両 (RJ車両)</u> JAF登録車両で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2. 3) <u>ラリーRPN車両 (RPN車両)</u> (略)</p> <p>2. 4) <u>ラリーRF車両 (RF車両)</u> (略)</p> <p>2. 5) <u>ラリーAE車両 (AE車両)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 総則 (略)</p> <p>第2条 車両の定義</p> <p>2. 1) <u>ラリーRR車両 (RR車両)</u> FIAによりグループR (R1～R3) として公認された車両 (公認有効期限後5年を経過していない車両を含む) で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2. 2) <u>ラリーRN車両 (RN車両)</u> FIAによりグループNとして公認された車両 (公認有効期限後5年を経過していない車両を含む) で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2. 3) <u>ラリーRJ車両 (RJ車両)</u> JAF登録車両で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2. 4) <u>ラリーRPN車両 (RPN車両)</u> (略)</p> <p>2. 5) <u>ラリーRF車両 (RF車両)</u> (略)</p> <p>2. 6) <u>ラリーAE車両 (AE車両)</u> (略)</p> <p>2. 7) <u>ラリーF車両 (F車両)</u> 道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本章第1条に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有し、ラリー競技開催規定付則第1種アベレージラリー開催規定に則った競技およびクローズド競技のみに参加が許される車両。</p>
<p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p> <p>3. 1) 公認 グループA/R/Nの公認とは、あるモデルの生産台数が、当該年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に分類される量産条件に達したことをFIAが公式に証明することをいう。公認申請は、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。</p>	<p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p> <p>3. 1) 公認 グループR/Nの公認とは、あるモデルの生産台数が、当該年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に分類される量産条件に達したことをFIAが公式に証明することをいう。公認申請は、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。</p>

公認は前年の1月1日時点で生産継続中であるモデル、または前年の1月1日以降に生産を開始したモデルにのみ与えられる。

3. 2) ~ 3. 4) (略)

第4条 車体の定義 (略)

第5条 気筒容積(総排気量)別クラス区分 (略)

第6条 燃料 (略)

第7条 最低重量

各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。

7. 1) R車両については当該年のF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループNとして公認された車両については公認書に記載された車両重量に安全装備(ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。

7. 2) R J車両、RPN車両、RF車両およびAE車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値(小数点以下切り捨て)を減じ、これに安全装備(ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。

同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付きと過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。

7. 3) 重量計測の条件は下記の通りである。

①~③ (略)

④スペアホイール:

公認は前年の1月1日時点で生産継続中であるモデル、または前年の1月1日以降に生産を開始したモデルにのみ与えられる。公認はそのモデルの生産が中止された翌年から7年を以って無効となる。

3. 2) ~ 3. 4) (略)

第4条 車体の定義 (略)

第5条 気筒容積(総排気量)別クラス区分 (略)

第6条 燃料 (略)

第7条 最低重量

各車両の最低重量は下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなくてはならない。

7. 1) RR車両については公認書に記載された車両重量値とする。

7. 2) RN車両については公認書に記載された車両重量に安全装備(ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。

7. 3) R J車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値(小数点以下切り捨て)を減じ、これに安全装備(ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。

同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付きと過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。

7. 4) RPN車両、RF車両およびAE車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値(小数点以下切り捨て)を減じ、これに安全装備(ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。ただし、本章第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000cc以下のRF車両については、上記35kgを加えない値とする。

同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付と過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値を適用する。

7. 5) 重量計測の条件は下記の通りである。

①~③ (略)

④スペアホイール:

- ・R車両については、最大2本までのスペアホイールを搭載する（スペアホイールを2本搭載している場合は、計測前に1本を取り外す）。
- ・R J車両、R P N車両、R FおよびA E車両については、スペアホイールの重量は含まない。

7. 4) バラストの搭載は安全上の理由から原則として認められない。ただし、やむを得ずバラストを積む場合は、第1編レース車両規定第3章3. 3) に従うとともに、競技会技術委員長の確認を受けなければならない。
 なお、R P N車両およびA E車両は、バラストを搭載することができない。

第2章 安全規定

第1条 配管類 (略)

第2条 安全ベルト

メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルト（F I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。）を装備することを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。

装備する場合、下記条件に従わなければならない。

①～⑤ (略)

第3条 消火装置

手動消火器または自動消火装置を装備することを強く推奨する。なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。これらの消火装置はF I Aの認定を受けたものであることが望ましく、装着する場合は下記条件に従わなければならない。

3. 1) ～3. 2) (略)

第4条 ロールケージ

4. 1) R車両は、F I AまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。ただし、グループNとして公認された車両は、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着することも許される。

- ・R N車両、R R車両については、最大2本までのスペアホイールを搭載する（スペアホイールを2本搭載している場合は、計測前に1本を取り外す）。
- ・R J車両、R P N車両、R F車両およびA E車両については、スペアホイールの重量は含まない。

7. 6) バラストの搭載は安全上の理由から原則として認められない。ただし、やむを得ずバラストを積む場合は、第2編レース車両規定第3章3. 3) に従うとともに、競技会技術委員長の確認を受けなければならない。
 なお、R P N車両およびA E車両は、バラストを搭載することができない。

第2章 安全規定

第1条 配管類 (略)

第2条 安全ベルト

メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルト（F I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。）を装備すること。この場合、下記条件に従わなければならない。

①～⑤ (略)

第3条 消火装置

手動消火器または自動消火装置を装備することが義務付けられる。これらの消火装置はF I Aの認定を受けたものであることが望ましい。ただし、第1種アベレージラリーに出場する車両については消火装置を装備することを推奨とする。

3. 1) ～3. 2) (略)

第4条 ロールケージ

4. 1) R R車両は、F I AまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。R N車両は、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着しなければならない。

4. 2) R J車両は、J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。

なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6. 1) 規定〈注〉については適用せず、推奨とする。

〈注：コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル/液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管/消火器用配管を通すこと〉

F I AまたはA S Nによって公認されたロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

4. 3) 2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの）で2018年11月1日以降に継続生産された車両に上記4. 1) または4. 2) に従いロールケージを装着する場合は、別途定める手続きに基づき、J A Fに申請を行うこと。（※1）

4. 4) R P N車両、R F車両およびA E車両は、下記のロールケージを装着すること。

4. 4. 1) 6点式+左右のドアバーを基本構造（第2-6図～第2-7図参照）とし、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2, 000 c cを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラット第2-8図～第2-9図参照）を取り付けたロールケージを装着することを強く推奨する。

なお、ラリー競技開催規定における第2種アベレージラリー競技開催規定における第4条3に該当する区間ならびにスペシャルステージが設定されている

R J車両は、J A F国内競技車両規則第2編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定に従ったロールケージを装着し、かつ運転席および助手席側に左右対称に構成されたドアバーの装着が義務付けられる。また、同規定におけるルーフの補強に関する第4-17A図および第4-17B図の構成は認められない。

なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6. 1) 規定〈注〉については適用せず、推奨とする。

〈注：コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル/液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管/消火器用配管を通すこと〉

また、R R車両、R N車両およびR J車両におけるF I A公認のロールケージパッドの使用は任意とする。

F I AまたはA S Nによって公認されたロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

4. 2) すべてのR P N車両、R F車両およびA E車両は、下記のロールケージを装着すること。ただし、第1種ラリーに出場するR P N車両およびA E車両についてはロールケージを装着することを推奨とする。

4. 2. 1) 6点式+左右のドアバーを基本構造とした（第2-6図～第2-7図参照）ロールケージを装着しなければならない。

なお、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2, 000 c cを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラットを取り付けなければならない（第2-8図～第2-9図参照）。

場合、およびスペシャルステージラリー競技開催規定に従った競技会に参加する場合は、当該規定に従うこと。

4. 4. 2) (略)

4. 4. 3) 遵守事項

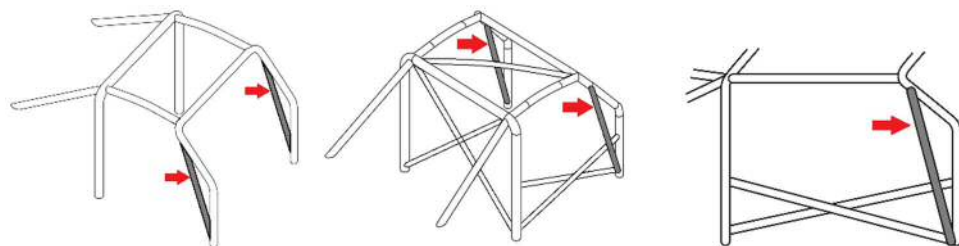
ロールケージの装着に関して下記の規定に従うこと。

①～③ (略)

④ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。(※2)

⑤～⑦ (略)

⑧2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定が記載されているもの)および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定が記載されているもの)で2018年11月1日以降に継続生産された車両に上記に基づくロールケージを装着する場合、フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱の補強バー(第2-11図～第2-13図参照)を取り付ける場合は、別途定める手続きに基づき、JAFに申請を行うこと。(※1)



第2-11図

第2-12図

第2-13図

4. 4. 4) 車体への取り付け

ロールケージの最少取り付け点数

- ・メインロールバーの支柱1本につき1ヶ所。
- ・サイドロールバー(あるいは、フロントロールバー)の支柱1本につき1ヶ所。
- ・リアストラットの支柱につき1ヶ所。

①～③ (略)

④RPN車両およびAE車両のロールバーの基本取付け部の車体への取り付

4. 2. 2) (略)

4. 2. 3) 遵守事項

ロールケージの装着に関して下記の規定に従うこと。

①～③ (略)

④ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。

⑤～⑦ (略)

4. 2. 4) 車体への取り付け

ロールケージの最少取り付け点数

- ・メインロールバーの支柱1本につき1ヶ所。
- ・サイドロールバー(あるいは、フロントロールバー)の支柱1本につき1ヶ所。
- ・リアストラットの支柱につき1ヶ所。

①～③ (略)

けは、連結部を含めボルトオンのみとする。

i) メインローラーはセンターピラーにボルトオンで取り付けられることができる。

ii) ピラーの既存の取付部（シートベルト等）等を利用したボルトによる取付のみが認められる（車体側の加工は出来ない）

iii) ローラーにステーを溶接することは認められる。

4. 4. 5) (略)

第5条～第7条 (略)

第3章 R/RJ車両用改造規定

第1条 (略)

第2条 公認部品等

2. 1) R車両については、道路運送車両の保安基準に適合したF I AグループRに有効なオプション変型 (VO)、プロダクション変型 (VP) または供給変型 (VF) として公認されている部品の使用も認められる。

なお、グループNとして公認された車両については、道路運送車両の保安基準に適合し、本規定で許可されている改造であれば、F I AグループNに有効なオプション変型 (VO)、プロダクション変型 (VP) または供給変型 (VF) として公認されている部品の使用が認められる。

加えて、下記の項目に限り、F I AグループAのオプション変型 (VO) として公認されている部品の使用も認められる。

①～⑦ (略)

2. 2) (略)

第3条 エンジン

3. 1) ～3. 3) (略)

3. 4) 点火装置

スパークプラグ、レブ・リミッター、ハイテンションコード・イグニッションコイルの銘柄および型式はその機能が維持されていれば変更することが許される。

3. 5) ～3. 16) (略)

3. 17) 過給器

過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。

①～⑤ (略)

4. 2. 5) (略)

第5条～第7条 (略)

第3章 RR/RN/RJ車両用改造規定

第1条 (略)

第2条 公認部品等

2. 1) RR車両については、道路運送車両の保安基準に適合したF I AグループRに有効なオプション変型 (VO)、プロダクション変型 (VP) または供給変型 (VF) として公認されている部品の使用が認められる。

2. 2) RN車両については、道路運送車両の保安基準に適合し、本規定で許可されている改造であれば、F I AグループNに有効なオプション変型 (VO)、プロダクション変型 (VP) または供給変型 (VF) として公認されている部品の使用が認められる。

加えて、下記の項目に限り、F I AグループAのオプション変型 (VO) として公認されている部品の使用も認められる。

①～⑦ (略)

2. 3) (略)

第3条 エンジン

3. 1) ～3. 3) (略)

3. 4) 点火装置

スパークプラグ、レブ・リミッター、ハイテンションコードの銘柄および型式はその機能が維持されていれば変更することが許される。

3. 5) ～3. 16) (略)

3. 17) 過給器

過給器付きエンジンについては下記の規定が適用される。

①～⑤ (略)

⑥スーパーチャージャー付き車両についてはリストリクターの装着は不要とするが、システム駆動関係のブリー径の変更は認められない。ただし、リストリクター装着車両との性能の均衡が保たれない場合には、本取り扱いを見直す可能性がある。

⑦～⑧ (略)

第4条 駆動系統

4. 1) ～4. 5) (略)

4. 6) オートマチックギアボックス

4. 6. 1) ギアボックス内部およびトルクコンバーターの改造は自由。

4. 6. 2) オイルクーラーの変更および取付けも認められる。ただし、新たに取付ける場合は、配管については第2章第1条に従った配管に置き換えることができる。これらの配管にはスナップ・コネクタを取付けることができる。

4. 6. 3) 上記変更に伴う電子制御装置の変更については、第3条3. 5) に従うものとする。

第5条 サスペンション

ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。

5. 1) コイルスプリング

長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと (R車両については公認書に記載されたホイールハブの中心とホイールアーチ開口部間の最小高さ寸法を遵守し、かつ最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと)。

5. 2) ～5. 6) (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6. 1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①R車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、F I A公認書に記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。

— 総排気量が1, 400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6イ

⑥スーパーチャージャー付き車両についてはリストリクターの装着は不要とする。ただし、リストリクター装着車両との性能の均衡が保たれない場合には本取り扱いを見直す可能性がある。

⑦～⑧ (略)

第4条 駆動系統

4. 1) ～4. 5) (略)

第5条 サスペンション

ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。

5. 1) コイルスプリング

長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと (RR/RN車両については公認書に記載されたホイールハブの中心とホイールアーチ開口部間の最小高さ寸法を遵守し、かつ最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと)。

5. 2) ～5. 6) (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

6. 1) ホイール

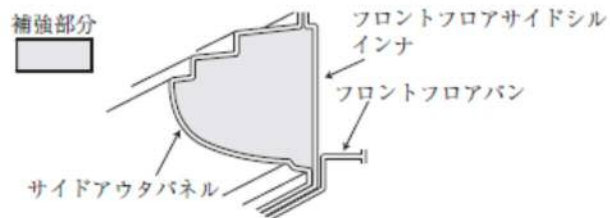
下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

①RR車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、F I A公認書に記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。

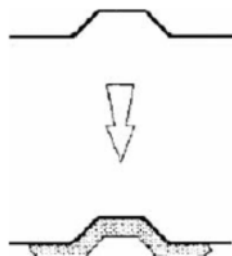
— 総排気量が1, 400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6イ

<p>ンチ</p> <p>ー総排気量が1, 400ccを超える2, 000cc以下の車両：最大直径16インチ、最大幅7インチ</p> <p>ー総排気量が2, 000ccを超える車両：最大直径17インチ、最大幅7.5インチ</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>6. 2)～6. 3) (略)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 エンジン</p> <p>2. 1) エンジンマウント：エンジンおよびギアボックスの取付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。</p> <p>2. 2)～2. 4) (略)</p> <p>第3条 シャシー (略)</p> <p>第4条 駆動装置</p> <p>4. 1)～4. 3) (略)</p> <p>4. 4) 最終減速比：ギア比の変更は、同一車両型式に設定されている純正部品及びメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであればボルトオンを条件に許される。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>第8条 車体</p> <p>8. 1)～8. 2) (略)</p> <p>8. 3) 補強</p>	<p>インチ</p> <p>ー総排気量が1, 400ccを超える2, 000cc以下の車両：最大直径16インチ、最大幅7インチ</p> <p>ー総排気量が2, 000ccを超える車両：最大直径17インチ、最大幅7.5インチ</p> <p><u>②RN車両に装着するホイールは、公認書に記載された最大直径および最大幅を超えていないこと。</u></p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>6. 2)～6. 3) (略)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 エンジン</p> <p><u>2. 1) エンジンおよび補機：エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールドは、美観を保つこと以外に機能を有さないものであれば、取外しても良い。</u></p> <p><u>2. 1. 1) フライホイール：クラッチを変更する場合に限り、他のものに変更および交換することができる。ただし、数の変更ならびにカーボン製の使用は許されない。</u></p> <p><u>2. 1. 2) エンジンマウント：エンジンおよびギアボックスの取付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。</u></p> <p>2. 2)～2. 4) (略)</p> <p>第3条 シャシー (略)</p> <p>第4条 駆動装置</p> <p>4. 1)～4. 3) (略)</p> <p>4. 4) 最終減速比：ギア比の変更は、ボルトオンを条件に許される。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>第8条 車体</p> <p>8. 1)～8. 2) (略)</p> <p>8. 3) 補強</p>
---	---

8. 3. 1) 車体 (排気系を含み)、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があつてはならない。



(第4-2図) (※3)



(第4-3図) (※3)

懸架部分 (バネ上) の補強は、使用される材質が当初の形状に沿い、それに接触しているならば許される。

8. 3. 2) タワーバー: (略)

第9条 電気系統 (略)

第5章 RF車両用改造規定

第1条 改造の制限 (略)

第2条 エンジン

8. 3. 1) 車体 (排気系を含み)、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があつてはならない。

懸架部分 (バネ上) の補強は、使用される材質が当初の形状に沿い、それに接触しているならば許される。

8. 3. 2) タワーバー: (略)

第9条 電気系統 (略)

第5章 RF車両用改造規定

第1条 改造の制限 (略)

第2条 エンジン

当該型式原動機に対する改造は、加工の必要なく取り付けられるもの以外の使用は認められない。

2. 1) ~ 2. 2) (略)

2. 3) 電子制御装置

変更されたユニットは当初のものと完全に互換性がなければならない。すなわち、いかなる場合であっても当該ユニットを量産ユニットと交換してエンジンが正常に稼動しなければならず、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様と同一であること。

2. 4) オイルクーラーおよびインタークーラー

配管を含み車体から突出しないこと。

2. 5) ブローパイガス還元装置

取り外さないこと。

第3条 排気系

3. 1) 排気系 (エキゾーストマニホールドを含む) の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第4編付則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する付則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる (マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む)。

①~④ (略)

第4条 駆動系統 (略)

第5条 ステアリングホイール (略)

第6条 車体

6. 1) ~ 6. 3) (略)

6. 4) 座席

当該型式原動機に対する改造は、同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるもの以外の使用は認められない。

2. 1) ~ 2. 2) (略)

2. 3) インジェクションシステム

当初の方式を変更することは許されない。エアフローメーターの下流に取り付けられている燃料を調整するインジェクションの構成部品は、いかなる条件においても吸入空気量に影響を与えないことを条件に改造することができるが、他のものとの交換は認められない。また、インジェクション用の電子制御装置への入力側 (センサー、アクチュエーター等) はその機能を含み、標準のままではならない。電子制御装置とセンサーおよび/またはアクチュエーターの間にある当初のハーネスにスイッチを追加することは禁止される。電子制御装置からの出力は、当初の機能を保持していなければならない。但し、インジェクターは、作動原理および取り付け方法を保持していれば、流量の変更は認められる。

第3条 車体

3. 1) ~ 3. 3) (略)

第4条 排気系

4. 1) 排気系 (エキゾーストマニホールドを含む) の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第4編付則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する付則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる (マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む)。

①~④ (略)

第5条 駆動系統 (略)

第6条 ステアリングホイール (略)

変更する場合は下記の規定を満たすこと。

変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。

①座席の幅×奥行は400mm×400mm以上確保すること。

②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。

③座席および当該座席の取り付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。

④座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。

⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるかまたは座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

⑥2名乗車車両のシートの車体フレームへの直付け（スライド機構無）は許される。

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものであることが強く推奨される。

第7条 タイヤおよびホイール

7. 1) ホイール

下記条件を満たしたホイールを使用すること。

① 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

②ホイールの材質はスチール製またはJWLマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製など）とする。

③ホイールナットの材質および形状の変更は許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することはホイールスペーサーの使用とみなされる。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けるとは、その取り付け方法の如何にかかわらずホイールスペーサーの使用とみなされる。

④いかなる場合にも、車両のトレッドを拡大することは認められない。ただし、ホイールの変更に伴う最小限のトレッドの変化は許される。

⑤ホイールに追加される排風装置の装着は認められない。

7. 2) タイヤ

装着できるタイヤはJATMA YEAR BOOKに記載されているもの、またはこれと同等なものであり、かつ下記の条件を満たしていなければならない。

- ①公道走行が認められている国内で販売されている一般市販タイヤに限られ、競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない。
- ②タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと（ステアリングを左右に最大に操作した場合等に、タイヤおよびホイールが他の部分と接触しないこと）。
- ③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。
- ④タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。
- ⑤いかなる場合であっても、タイヤに対する加工は許されない。
- ⑥タイヤのウォームアップ、溶剤塗布などは認められない。
- ⑦スパイクタイヤの使用は認められない。
- ⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。

7. 3) スペアホイール

車両には1本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし、当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。スペアホイールは必ずしっかりと固定されていなければならない。

第8条 (略)

第6章 AE車両用改造規定 (略)

以上

補足解説：

※1：第2章安全規定第4条「ロールケージ」4. 2. 1) および4. 3. 3) に明記された「別途定める手続き」は、後日当WEBにて公示するので留意すること。

※2：第2章安全規定第4条「ロールケージ」4. 2. 3) ④におけるフロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロントの支柱はロールケージ装着に伴い視界を妨げないようAピラーの範囲内に収まっていなければならない。特に2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されている

第7条 (略)

第6章 AE車両用改造規定 (略)

以上

もの) および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載され
ているもの) で2018年11月1日以降に継続生産された車両は留意する
こと。

※3 : 当該条項は、第3編スピード車両規定第4章スピードN車両規定第9条車体
9.3)補強9.3.1)と共通のため、上記の通り図を追加した。(スピードN車両
規定、同SA車両規定と同様) サイドシル・各メンバー等の空洞部は、発泡
剤等を注入することによる補強に限定されること、およびそれ以外の箇所
は、補強される当初の形状に沿い、それに接触した状態で取付板や補強板を
必ず伴い溶接により補強することを明確にしたので、留意願いたい。